

# 即位日等休日法の施行に伴う大型連休に係る道の体制・対応状況の主なもの

H31. 4. 25現在

## 1 災害・事故

項目	道の体制・対応状況	担当部局
①自然災害・大規模事故等への対応	危機対策局職員が24時間常駐。有事の際は防災計画等に基づき対応。	総務部 (関係部局)
②災害・事故等による交通障害への対応	連絡体制を構築済み。有事の際は各種マニュアル等に基づき対応。	総合政策部
③発電所の大規模な計画外停止への対応	電力需給がひっ迫した場合に備え、対応を事前に確認済み。改めて関係事業者等に万全な体制整備を依頼済み。	経済部
④家畜伝染病への対応	連絡体制を構築済み。有事の際は北海道家畜伝染病防疫対策要綱に基づき対応。	農政部 (関係部局)
⑤漁船海難事故等への対応	連絡体制を構築済み。漁船海難事故等報告取りまとめ要領に基づき対応。	水産林務部
⑥林野火災への対応	連絡体制を構築済み。林野火災予消防対策実施方針に基づき対応。	
⑦屋外広告物に関する事故等への対応	連絡体制を構築済み。事故等が発生した際には関係機関と連携して対応。	建設部
⑧企業局が管理する施設の災害及び事故への対応	連絡体制を構築済み。企業局危機管理マニュアルに基づき対応。	企業局

## 2 道民生活

項目	懸念される事項等	道の体制・対応状況	担当部局
①パスポートの緊急発給	緊急渡航事案への対応の遅れ	連絡体制を構築済み。外務省と連携し速やかに対応。	総合政策部
②一般家庭のごみ収集	生ごみ等が長期間搬出されないことによる生活環境衛生上の悪影響	市町村の対応予定を調査し、臨時の収集を行うなど長期間収集が空くことのないよう対応されることを確認済み。	環境生活部
③消費生活相談	相談することができない	(独行)国民生活センターの消費者ホットラインにより対応。	
④性暴力被害相談	相談することができない	道警の24時間相談窓口において対応。	
⑤犯罪被害者等相談	相談することができない	全国被害者支援ネットワークのサポートセンターにおいて対応。	
⑥DVに関する相談	相談することができない	従来から土・日・祝日も道立女性相談援助センターで電話相談を実施。	

項目	懸念される事項等	道の体制・対応状況	担当部局
⑦自殺に関わる相談	相談することができない	「こころの電話相談」専用ダイヤルにて対応。	保健福祉部 ※⑦～⑯は、保健福祉部総務課ホームページで一括情報提供
⑧児童虐待の通告・相談	通告・相談することができない	従来から24時間365日対応の児童相談所全国共通ダイヤルにより相談等受理。	
⑨感染症、食中毒等への対応	感染症などが蔓延する恐れ	連絡体制を構築済み。事案の発生の際は各種マニュアル等に基づき対応。	
⑩休日保育等の対応	連休中に仕事のある道民が保育を利用できない	保育ニーズの把握や受入体制の検討について市町村に依頼済み。	
⑪障害福祉サービスの提供	通常の休日等よりも多くのニーズが生じる可能性	利用者が必要なサービスを受けられるよう事前に調整するなどの対応を事業者等に要請済み。	
⑫介護保険サービスの提供	通常の休日等よりも多くのニーズが生じる可能性	利用者の処遇に支障を来さないよう医療機関等との連携協力体制の確保など事業者等に要請済み。	
⑬生活保護費の支給	支給の遅れが受給者の生活に影響	5月分の保護費は連休前までに支給。	
⑭生活困窮に関する相談	相談することができない	道内の各自立相談支援機関において対応。	道立病院局
⑮患者の治療等への支障防止	医療機関の休診等により必要な医療を受けられない	期間中受診可能な医療機関や相談窓口の情報などをホームページで公表済み。 道立病院は地域の医療機関と連携して、医療提供体制を確保。	
⑯民泊に関する住民からの苦情	相談することができない	従来から土・日・祝日も民泊コールセンターにおいて苦情等を受理。	経済部
⑰児童生徒の生命等に関する事案への対応	長期休業中における非行やトラブルへの巻き込まれ等	報告体制について構築済み。学校や市町村教委に家庭や地域の関係機関等と連携し、事故等の防止に万全を期すよう依頼済み。	教育庁
⑱運転免許試験場	更新手続きができない	日曜日に開庁し免許更新業務を実施。(4/28は札幌のみ、5/5は全試験場を開庁)	道警本部

### 3 改元への対応

項目	道の体制・対応状況	担当部局
①システム更新	改元を見据え、各種システムについて改修済み。	総合政策部 (関係部局)
②文書管理	新元号の発表を受け、元号による年表示の取扱など一連の通知を発出済み。	総務部

## 即位日等休日法の施行に伴う大型連休への対応について（概要）

平成31年2月25日  
即位日等休日法の円滑な施行に関する関係省庁等連絡会議  
平成31年3月25日及び4月15日一部改定

### 1. 安全・安心

#### 【電気、ガス、水道】

- ・停電、ガス漏れ、漏水等、緊急性の高いものについては、365日24時間対応できる体制を維持。

#### 【証券】

- ・大手証券会社、ネット証券会社（約20社）を中心に10連休の間、外国株式・日経 225先物等を取り扱う予定。
- ・外国市場監視当局に対し、日本の市場が10連休となることを注意喚起するとともに、特に日本株関連の取引に係る市場監視について連携を強化。
- ・市場監視を行う取引所の人員を大幅に増員（最大時に倍増）し、監視基準を通常よりも強化。

#### 【金融機関】

- ・原則、全てのATMは、通常の土日・祝日と同様に稼働。
- ・各金融機関においては、例えば、ATM現金残高の24時間監視・アラーム検知や、警備会社の人員・現金量を例年の長期連休比で一日当たり3割増とする等の方法により、対応を徹底。
- ・また、中小企業等の資金繰りに関し、民間・政府系金融機関において、中小企業である顧客に電話・訪問等で個別・能動的な注意喚起を徹底。民間金融機関には10連休に伴う資金需要に原則として応じるよう要請済み。日本公庫は通常の融資枠とは別枠での融資を準備・実施。

#### 【海外安全対策】

- ・「春の海外安全対策強化キャンペーン」として、デジタル広告及び新聞広告、ポスターの掲示、羽田空港イベントへの出展等を実施。累計「たびレジ」登録者数は約454万人（3月31日現在）。

### 2. 医療

#### 【医療機関】

- ・10連休中の医療提供体制のリストについて、4月12日現在、37の都道府県が行政機関のHPや広報誌等の手段により公表済み。10連休前には完了。
- ・医薬品、医療機器等について、卸売販売業者と医療機関等で連携して供給体制を確保。
- ・診療報酬の休日加算等について、都道府県や関係団体等に対して通知済み。

### 3. 交通

#### 【公共交通機関】

- ・鉄道駅、旅客船内・ターミナル、バス主要営業所・車庫、空港等において警戒警備等のテロ対策を実施。
- ・不慣れな利用者向けの情報発信、旅客誘導・整理に係る要員の増員等、混雑対策を徹底。

#### 【宿泊施設】

- ・観光庁HPにおいて、京都府や沖縄県は8割以上の宿泊施設が予約満室の状況となっている一方、予約可能な客室が残っている宿泊施設が4～5割程度存在している都道府県も多数ある等の最新の予約状況に関する情報を掲載。

## 4. 需要の増加等

### 【運輸業】

- ・倉庫業、貨物利用運送業、海運業、トラック運送業、港湾運送業、貨物鉄道業の各運送事業者において、荷主との事前調整、連休中の営業体制に関する情報提供等を実施。宅配事業者においては、連休期間中も通常通り営業予定。

### 【小売業等】

- ・全国の中央卸売市場等は概ね5日程度開場。
- ・卸売業者・仲卸業者と取引先との間で連休中の休開市日が共有されるよう卸売市場開設者に文書で周知済み。

### 【郵便】

- ・4月27日（土）のほか、特例として5月2日（木）に普通郵便等を配達。速達、書留、ゆうパック等は毎日配達。
- ・日本郵便HP、全国の郵便局窓口でポスター掲示、郵便ポストのステッカー貼付等により周知。

### 【一般ごみ】

- ・生ごみ・可燃ごみ等の収集について、平時と同様に収集又は1週間に1回以上収集予定等の市区町村が99.5%。残りの市区町村も、通常の収集頻度に鑑みると問題ない。

## 5. 雇用等

### 【長時間労働抑制、収入減少対応】

- ・経済団体、人材派遣事業者団体等9団体を内閣府及び厚生労働省職員が訪問し、協力依頼及び加盟企業や労働者の状況のヒアリングを実施。年間スケジュールが既に決まっている業種は、混乱はないとの情報もあった。

### 【生活困窮者支援】

- ・生活保護、生活困窮者自立支援等について、地域の実情を踏まえながら、10連休中も適切な対応が行われるよう自治体に依頼済み。

## 6. 保育その他の福祉サービス

### 【保育】

- ・一時預かり事業の受入れ人数の拡充のため、10連休に限った補助の加算を創設。
- ・ほぼ半数の市区町村がニーズの把握を実施、又は実施予定。ニーズがあると見込まれる市区町村の多くが、対応の要請及び広報を実施する見込み。

### 【その他の福祉サービス】

- ・関係者や自治体宛に以下の要請を実施済み。
  - ◇介護サービスに関して、利用者の処遇に支障を来さないよう、医療機関等との連携協力体制を確保。
  - ◇障害福祉サービス等に関して、障害児者の生活に支障を来さないよう、地域の実情に応じたサービスを確保。

## 7. 教育・青少年

- ・学生、生徒、児童、園児の心身の健康確保
- ・ぱちんこや公営競技の年齢による入場規制等の徹底
- ・学校の授業時数の確保

## 8. 広報・周知等

### 【政府広報】

- ・政府広報オンライン（関連リンク拡充中）、BS番組、新聞広告（突出し・記事下）、Yahoo! JAPANバナー広告、ラジオ番組、チラシ配布等により、即位日等休日法の趣旨や10連休の対応等を周知。

### 【訪日外国人旅行者】

- ・日本政府観光局の海外向けSNSにて、10連休になること、当該期間の交通機関や金融機関に関する情報を発信。